





び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第28条において準用する第25条に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第22条の2第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう\_\_\_\_\_。)における」とそれぞれ読み替えるものとする。

(特別休暇)

第36条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) 略

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは

しょう末梢血幹細胞移植のためのしょう末梢血幹細胞の提供(以下この号において「骨髄等の提供」という。)を希望する者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ

\_\_\_\_\_。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等の提供をする場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。ドナー休暇として、必要と認められる期間

(4)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、

び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第27条に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第28条において準用する第25条に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第22条の2第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)

(特別休暇)

第36条 略

(1)・(2) 略

(3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは

しょう末梢血幹細胞移植のためのしょう末梢血幹細胞の提供(以下この号において「骨髄等の提供」という。)を希望する者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9号、第10号、第13号の表及び次条において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄等の提供をする場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。ドナー休暇として、必要と認められる期間

(4)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、

1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員  
にあっては、その子の当該職員以外の親

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

が当該職員がこの号の休暇  
を使用しようとする日におけるこの号の  
休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認  
され、又は法第67条の規定により同日にお  
ける育児時間を請求した場合は、1日2回そ  
れぞれ30分から当該承認又は請求に係る  
各回ごとの期間を差し引いた期間を超え  
ない期間)

(9) 職員が配偶者(届出をしていないが、事  
実上婚姻関係と同様の事情にある者を含  
む。以下この号及び次号において同じ。)

又は子若しくは子の配偶者の出産に伴い  
勤務しないことが相当であると認められ  
る場合 出産介護休暇として、管理者が定  
める期間内における2日の範囲内の期間

(10)～(21) 略

2・3 略

(介護休暇)

第37条 介護休暇は、職員が、次に掲げる者

で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期  
間にわたり日常生活を営むのに支障がある  
ものの介護をするため、任命権者が、職員の  
申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を  
必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超  
えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内

1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員  
にあっては、その子の当該職員以外の親  
(当該子について民法第817条の2第1項の  
規定により特別養子縁組の成立について  
家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る  
家事審判事件が裁判所に係属している場  
合に限る。))であって当該子を現に監護す  
るもの又は児童福祉法第27条第1項第3号  
の規定により当該子を委託されている養  
子縁組里親である者若しくは養育里親で  
ある者(同条第4項に規定する者の意に反  
するため、同項の規定により、養子縁組里  
親として委託することができない者に限  
る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇  
を使用しようとする日におけるこの号の  
休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認  
され、又は法第67条の規定により同日にお  
ける育児時間を請求した場合は、1日2回そ  
れぞれ30分から当該承認又は請求に係る  
各回ごとの期間を差し引いた期間を超え  
ない期間)

(9) 職員が配偶者

---

---

又は子若しくは子の配偶者の出産に伴い  
勤務しないことが相当であると認められ  
る場合 出産介護休暇として、管理者が定  
める期間内における2日の範囲内の期間

(10)～(21) 略

2・3 略

(介護休暇)

第37条 介護休暇は、職員が、次に掲げる者  
(次条第1項において「配偶者等」という。)

で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期  
間にわたり日常生活を営むのに支障がある  
ものの介護をするため、管理者が、職員の  
申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を  
必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超  
えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内

で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合にこれを与える。

(1)～(3) 略

2 略

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

4 介護休暇\_\_\_\_\_を受けようとする職員は、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇申請書に記入して管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

5～7 略

で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合にこれを与える。

(1)～(3) 略

2 略

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ\_\_\_\_\_4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

4 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇申請書に記入して管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

5～7 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第37条の2 管理者は、一宮市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第20号)第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 一宮市職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第37条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が4歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年

以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、管理者の定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第37条の3 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等

に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 管理者は、職員に対して、当該職員が4歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年

の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第37条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

(介護時間)

第37条の4 略

2・3 略

(子育て部分休暇)

第37条の5 略

2・3 略

の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第37条の4 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) 略

(介護時間)

第37条の5 略

2・3 略

4 介護時間の単位は、30分とする。この場合において、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下この条及び次条において「第1号部分休業」という。)又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間は、1日につき2時間から当該第1号部分休業及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

5 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護時間申請書により管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

(子育て部分休暇)

第37条の6 略

2・3 略

4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。この場合において、第1号部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日の子育て部分休暇は、1日につき2時間から当該第1号部分休業及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

5 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇申請書により管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

6 子育て部分休暇を取得している職員は、次

<p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)</p> <p>第38条 略</p> <p>第39条 略</p> <p>2 管理者は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求については、<u>第37条第1項又は第37条の2第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p>	<p>に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合</u></p> <p><u>(2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合</u></p> <p><u>(3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)</p> <p>第38条 略</p> <p>第39条 略</p> <p>2 管理者は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求については、<u>第37条第1項、第37条の5第1項又は第37条の6第1項</u>に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

- この規程は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第23条第3項の改正規定(「前条第1項」を「前条」に改め、「「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう)」の次に「。以下同じ」を加える部分に限る。)、第36条第1項第9号の改正規定、第37条の2及び第37条の3の改正規定(「任命権者」を「管理者」に改める部分に限る。)並びに次項の規定は、公布の日から施行する。  
(3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等に関する経過措置)
- 管理者は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の一宮市病院事業職員就業規則第37条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。